

寄附のお願い

公益社団法人高分子学会は、高分子に関する科学及び技術の基礎的研究及びその実際の応用の進歩、学術文化の発展並びにそれらを担う人材の育成を図り、もって社会の発展に寄与することを目的とし、公益事業に取り組んでいます。今後の事業活動のために、法人、個人を問わず、広くご寄附を募っておりますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

1. 募集する寄附金：一般寄附金

一般寄附金として取扱い、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用いたします。

2. 税制優遇

(1) 個人の方の寄附

公益社団法人高分子学会は、「税額控除制度」における税額控除対象法人の認定を受けていないため、税額控除の優遇は受けられませんが、所得控除の優遇は受けられます。

(2) 法人様の寄附

通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金参入が認められます。

3. 寄附のお申込み

申込書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、事務局まで郵送でお送りください。寄附金は、10,000円以上でお願いいたします。

4. お振込み先

振込口座名 公益社団法人 高分子学会

■ 郵便 振込口座 00110-6-111688

■ 銀行 みずほ銀行 銀座通支店（普通）1008986

5. 受領証明書

寄附金が入金されたことを確認した後、「寄附金受領証明書」を郵送いたします。

公益社団法人高分子学会
寄附金等取扱規程
(2016年11月30日理事会承認)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高分子学会（以下、「高分子学会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金：高分子学会の会員又は高分子学会の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特定寄附金：高分子学会の会員又は高分子学会の会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金：前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 高分子学会は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、高分子学会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 高分子学会は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 高分子学会は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 高分子学会は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

- 2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - ② 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - ③ 寄附金の受け入れに起因して、高分子学会が著しく資金負担が生ずる場合
 - ④ 前3号に掲げる場合のほか、高分子学会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び高分子学会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 高分子学会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。